



Title	日本軍の山西残留に見る戦後初期中日関係の形成
Author(s)	張, 宏波
Citation	一橋論叢, 134(2): 187-208
Issue Date	2005-08-01
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	http://doi.org/10.15057/15542
Right	

日本軍の山西残留に見る戦後初期中日関係の形成

一 問題の所在と先行研究の検討

一九四五年八月十四日、日本のポツダム宣言受諾・降伏によって、長年にわたった戦争に終止符が打たれた。その後、米軍の進駐・占領統治の開始に伴って、日本国内では、「戦前」の全体主義体制を清算し、新しい民主主義的原理で「戦後」社会の再建が進められた。GHQは政治、経済、社会等の各分野の民主化を断行すると同時に、歴史の清算の一措置として、戦争犯罪人を逮捕・処罰し、軍関係者とりわけ東条英機をはじめ陸軍指導部の戦争責任を裁いた。他方で、長期にわたって広大な国土を戦場にさせられた中国でも、日本軍の武装解除・接収・戦犯処罰が行われた。しかし、日本国内とは対照的なことに、現地日本軍の最高

張 チヤン

宏 ホン

波 ボ

責任者を含めた指導部が処罰・責任追及されるどころか、むしろ優遇され、日本と蒋介石・中国国民政府との関係(1)（以下、日蒋関係とする）は敗戦・接収を期に敵対関係から連携関係へと変質していった。日本は降伏によって中国大陸・台湾からの撤退を余儀なくされたが、中日両国間の一切の関係がそれで断絶したのではなかった。戦後、新しい国際関係の枠組みが形成されていくなかで、双方の交流は、政治的次元だけではなく、経済・貿易や人的な面で、それも公式、非公式の両ルートで図られていたのである。たとえば、近年、以下のような事実が明らかになってきた。「支那派遣軍」総司令官・岡村寧次（大将）を中心とした一部の旧日本軍将校が、敗戦直後から国民政府国防部の軍事顧問として活躍し、その台湾敗走後は「白团」とい

う名の軍事顧問団を結成して国民政府軍の再建に二十一年にもわたって携わっていた事実や、第一軍司令官・澄田暎四郎(中将)が帰国後、岡村の下で「白團」作りの活動や、〈蒋介石・国民政府〉の「反攻大陸」支援を継続していた事実がそれである。

つまり、敗戦後、日本軍人・民間人の引揚が相次いで行われていったが、その一方で、一部の軍人が国民政府側に協力する形で中国に残留したのである。さらに、最近の研究では、戦後、日本の技術者、教育者、医療関係者、行政官僚、貿易関係者等、数多くの民間人が国民政府(共産党支配地域においても同様)にはば半強制的に徴用・留用され、経済、社会各分野の接收・復興に協力していたことが明らかにされつつある。⁽²⁾

こうした事実は、敗戦直後から日蒋関係が、非公式ながら進行していたことを示唆している。このことは、戦後日本のアジア政策が欧米との関係を中心に展開されていたという一般的な見解とは相容れない、日本側の主体性を垣間見させる事実であるとも言える。

日本の国内と国外とで、戦後処理にこのようなズレが生じたのはなぜか。国内の戦後処理と国外のそれとはどのよ

うな関係になっているのか。敗戦直後に生じたズレは、日華平和条約締結に至る政治過程、さらには戦後の中日関係⁽³⁾にどのような影響を及ぼしたのか。こうした問いが次々と浮かび上がってくる。本稿では、そうした大きな問いに取り組む前提作業として、戦後初期の中日関係の実態を明らかにすることに取り組みたい。具体的には、もっとも初期の提携関係である山西残留問題(一九四五—一九四九)を事例にして、中国戦線での日本の武装解除・接收過程の開始時点から双方の協力関係がどのように形成されたのか、を考察することを主題とする。

さて、このような問題設定で山西残留を歴史的に研究した業績は、わずかしが存在しない。⁽⁴⁾ 姫田光義は敗戦後の日本軍による蒋介石支援を検討する作業の中で山西残留にも言及している。⁽⁵⁾ それは、米国、国民政府の意図の下で、岡村の「親蒋反共」方針が実践されたものであると考えられている。本稿では、日本側もある程度明確な目的と主体性をもって国民政府と連携し、共産党軍と戦うことを選択したことを明らかにしたい。また、藤原彰は、防衛庁の所蔵史料、及び残留当事者へのインタビューに基づいて、残留の歴史的過程を明らかにしている。それを通じて、第一軍

首脳部が、軍中央の命令に反してまで残留を強行した経緯を明らかにし、残留は、個人の意志によるものではなく第一軍首脳部の命令によるものであると結論付けている。これに対し本稿では、残留に対する第一軍の判断と「支那派遣軍」(以下、総軍とする)のそれとは対立するものというよりは軌を一にしたものであったと考える。

二 降伏直後の中米日各国の戦後方針

(一) 米国の戦後アジア政策―蒋介石支援強化へ

本節では、山西残留の性格を議論するための前提として、米・中・日の各国がどのような戦後処理方針を持っていたのかを確認しておきたい。

まず、戦後絶大な影響力を持つようになった米国のそれから見ていこう。

アジア・太平洋戦争の勃発後、中国に展開する日本軍が南方に転用されるのを危惧した米国は、中国による徹底的な対日抗戦を必要不可欠とした。そのため、軍事・経済援助を中国に与えて、中国の大国化をめざす政策を打ち出し、日本に代わって中国を東アジアの平和と安定の主要な担い手として育成・強化することに力を注いだ。中国共産党が

抗日戦で果たしている重要な役割を評価しつつも、共産党の主義・理念を容認することができなかつたため、蔣による「強力で安定した統一された」親米的中国、米国式の民主主義中国の出現を望んだのである。⁽⁷⁾

抗日戦終結後も、米国の蒋援助は減少するどころか、増える一方であった。その目的は、強力な国民政府軍をつくりあげることによって共産党勢力の発展を抑えこみ、「中国共産党軍を国民から孤立させ」、蔣による中国統一を達成することにあつた。⁽⁸⁾

事実、一九四五年九月二日、連合国最高司令官総司令部の名義で日本政府に対し一般命令第一号が発令された。それは、「中国(東北を除く)、台湾及び北緯十六度以北の領インドシナにある日本国の先任指揮官ならびに一切の陸上・海上・航空及び補助部隊は蒋介石委員長に降伏すべし」、「前記各指揮官のみが降伏を受諾する権限を付与されている連合国代表者であり、日本国軍隊の降伏はすべて右指揮官またはその代表者のみに対しなさるべし」という内容からなっている。この命令は日本軍が、共産党軍の存在を無視して、占領地の返還や武装解除を国民政府軍に対してしか行わないことの法的根拠となった。こうして、日本

軍の投降が順次行われ、百万人以上の日本軍が有した莫大な武器弾薬、貯蔵品、飛行機、艦艇等の物資や、広大な占領地等を蒋は手に入れることができたのである。

(二) 戦後日本の援蒋反共政策—岡村寧次を中心として次に、日本側の戦後政策を見ておこう。

アジア・太平洋戦争の末期、日本政府内、また軍内では終戦が構想されはじめた。それらの構想の中では、とりわけ対中国関係が重要視され、英米勢力に対抗するための「日支提携」による終戦表現、戦後復興が打ち出されたことと大きな特徴があった。⁽¹⁰⁾ただ、こうした構想の中で連携の対象として模索されたのは、反共の立場から重慶に移転した蒋介石政府、あるいは反共の共通利益を持つ蒋政府と南京の汪精衛政権との統合体との連携構想であり、中国共産党の延安政権とは対決姿勢が明確に打ち出されていた。⁽¹¹⁾

この構想は、敗戦後の東久邇稔彦内閣(一九四五年八月十七日—十月九日)においても見られた。東久邇は首相就任直後のラジオ演説で、中国との積弊を打開し、「日支提携」して東アジアに「新社会」を建設することを積極的に訴えている。⁽¹²⁾そして、かつての「新対支政策」の唱導者で

あり、中国との和平を重視する重光葵が同内閣の外相となった。重光は、蒋政府は実力不足のため必ず日本の協力が必要になると分析し、日本が中国との協力を通じて再びアジアに影響力を発揮していく施策を主張した。⁽¹³⁾

他方、中国現地の軍最高指揮官・岡村寧次は、降伏後の中国政策に関して、「平和直後の対支処理要綱」(以下、「要綱」と略記)を執筆し、一九四五年八月十八日には小林浅三郎総参謀長の名で全軍に通達した。⁽¹⁴⁾「要綱」では、中国侵略の急先鋒であった岡村が敗戦直後に一転して、中国支援を打ち出している。岡村は、戦後、中国が東アジアの唯一の大国となる情勢に鑑み、日本が引き続きアジアに影響力を発揮するためには、中国と友好、協力関係を結ぶ必要がある、そのため、まず蒋による中国統一が「容易」に達成できるように援助しなければならぬと認識していた。他方、日本の侵略にあらゆる手段をもって対抗してきた中国共産党側に対しては、反日の態度で臨んできた場合にはこれまで通り「断固」として「膺懲」するという方針をとっている。ポツダム宣言を受諾・降伏したにもかかわらず、中国戦線での抗日主力であった共産党側には対決の姿勢を依然崩していないのである。岡村の戦後対中国政策

は、蒋支援と反共とが一体化した「日支」協力政策であった。以上のことから、戦中も戦後も「反共」が日本の対中政策にあって連続性を保っているといえるだろう。実際、「支那派遣軍」総參謀長・小林淺三郎の報告によると、共產党軍の武装解除に抵抗し「共產軍との小戦闘を継続」していたため、敗戦から一九四六年三月までの軍人軍属（台湾、朝鮮を含む）の戦死・行方不明者数は三万三千人近くにのぼっており、「実数は尚増加を予想」されていた。⁽¹⁶⁾

先に「要綱」が、現地駐在軍の首脳である岡村によって作成されたと書いたが、決してそれは岡村の突的行為ではなく、日本政府の対中政策とも響き合うものであった。「要綱」が日本政府に提出された直後、大本営は、出先の陸軍部隊司令部にそれぞれ全面的停戦の期日を指定したが、中国に展開された「支那派遣軍」に対してのみ「重慶軍及延安軍の無秩序なる行動に対し止むを得ざるに於ては局部的自衛の措置を実施することを得」という例外を認めた。⁽¹⁷⁾さらに、一九四五年八月二一日付で、大東亜大臣重光葵の名義で駐中国大使谷正之宛に出された「平和直後の対支処理要綱に関する件」では、「十九日の政経指導最高会議幹

事会に総軍側より提案あり別電合第一六七号『平和直後の対支処理要綱』に關し意見の一致を見総軍より隸下に指示せられたり右要綱中七、八及九の各項は差当りての努力目標を示したるものにして具現方に努力すべきも今後の情勢如何によりては之が實現必ずしも容易ならずと思考するも委細別電に付諒承の上貴方に於ける施策の指針とせられ度」と政府方針が現地に伝えられている。⁽¹⁸⁾そして、八月二四日、「大本営から支那派遣軍總司令官は、隸下全將兵及び第十方面軍（台湾）、第三十八軍（北部印仏）を併せ指揮し、支那方面艦隊を統轄して、蒋介石に投降すべき旨の指示を受けた」⁽¹⁹⁾のである。岡村の戦後対中国政策における反共姿勢が、既に見た日本政府の「日支提携」構想とも一致しており、「要綱」が殆ど日を置かずして政府の指示として発令され、現地の「施策の指針」となったことを考えると、岡村構想が日本政府の関連政策決定にも影響を与えたと考えられる。

一九四五年十月以後、日本の外交権が停止されたため駐中国公館が閉鎖され、中国戦線の接收、日本軍民の撤退、引揚等の問題処理は、日本側は事実上岡村（中国戦区日本官兵善後総連絡部長官）に肩書きが変わる）が中心と

なっていくこととなった。そして、この「要綱」の援蔣反共精神は、中国戦線における降伏・接收過程で貫徹されただけでなく、双方の反共連携のきっかけとなり、その後岡村が中心となった日本保守勢力の対中国政策の根本方針となったのである。

(三) 中国国民政府の戦後方針

最後に、中国の戦後方針を確認しておこう。

一九四三年のカイロ会談で、蒋介石はルーズベルト大統領に、日本の天皇制の存廃は日本国民の決定に委ねるべきだと主張したが、この背後には日本を反共防ソ陣営にとどめる狙いが働いていたことはよく知られるところである。

また、蔣は戦後の安定したアジア秩序の形成・維持のためには中日両国の協力関係が必要不可欠であり、両国民は恒久平和を築き上げなくてはならないと強調した。

日本の降伏に際して蔣は演説を行い、日本に対して「当然厳格に降伏条件を執行せねばならない」としたうえで、「不報復」政策を宣告し「不念旧惡、与人為善(旧惡をおもわず、人のために善をなす)」という中華「民族伝統の至高至貴の徳性」の発揚を訴え、中日は「同舟共済」の関

係であり、互いに「手を携えて助け合っていかなければ、ともに亡びる」と主張した。⁽²⁰⁾

こうした不報復政策は、一つには、「大アジア主義」の精神を反映したもので、日本国民の感情に配慮し中日友好・協力関係を目指そうとする側面があったと指摘できる。他方で、降伏した日本軍が占領区および武器弾薬を共産党側にはなく国民党側に引き渡すこと、また、予想される戦後の国共内戦において日本の反共勢力の協力を得ようという戦略的意図も含意されていた。この演説の精神は、その後の対日政策の根本路線となっただけでなく、日本の反共保守派から国民一般にまで大きな影響を及ぼした「蔣介石恩義論」の一つの大きな根拠ともなったのである。⁽²¹⁾

反ソ反共に基づいた蔣の戦後アジア構想に見られる中日協力方針は、結果として、当時の日本政府、そして中国現地の総司令官岡村寧次の対中政策構想と全く利害が一致し、戦後中日関係の一面である「反共連携」の思想的、政策的基礎ともなった。

この時期の蔣の対日政策が反共を機軸に組み上げられていたことは、日本人戦犯の処遇をめぐって端的に示されている。

戦後、日本人戦犯への処罰や賠償請求等の対日政策が中国国民の関心を集めるなか、国民政府は一九四五年九月に「戦争犯罪処理弁法」を定め、十一月に戦争犯罪処理委員会を設立した。戦犯政策において特徴的なことは、占領地および軍装備の接収の際に国民政府に協力した者は戦犯から除外した点である。それは、「この終戦を機として中日提携を強化しようとの方針を立てていたので、政府の最高首脳者の間では戦犯もなるべく少数に止める意向であった」⁽²²⁾ことを反映している。

国民政府による日本人戦犯の裁判は、一九四六年四月から北京など十都市で行われ、被告八八三人の内、死刑一四九、終身刑八三、有期二七二、無罪・その他三七九人という結果となった。⁽²³⁾

戦犯政策の中でもとりわけ全国の注目を集めたのは、総司令官岡村寧次の処遇であった。岡村は「特に満州事変、支那事変、大東亜戦争では大陸戦場の重要なポストを歴任し」、自らも「到底戦犯、それも極刑は免れないもの」と⁽²⁴⁾覚悟していた。彼は戦後も現地の最高責任者として、武装解除・接収に当たっただけでなく、国際情勢への対応や両国の協力関係の形成、対中共戦の戦略立案等にわたって蔣

の相談役として暗躍し、事実上国防部の顧問をつとめていた。そのため、極東軍事法廷から二回にわたる呼び出しがあったにもかかわらず、蔣側は残務処理や健康上の問題を口実にその出廷を拒否した。⁽²⁵⁾

一九四九年に入り、内戦で蔣側の敗北が続く中、国民政府駐日代表団とGHQとの協議の結果、岡村を釈放し帰国させることが決められた。彼を迎えに出る米軍艦の出港に合わせて、国防部軍事法廷は最終公判を開き、無罪、釈放を宣言した。⁽²⁶⁾その理由は、国民党軍による接収過程において蔣の命令に協力し貢献したこと、また反共政策上の必要とされていた。⁽²⁷⁾

このように、蔣の戦犯政策と反共政策とは表裏一体の関係にあり、次第に「寛大」から「宥和」へと戦犯政策が変化したことは明らかである。国民の要求を押し切って戦犯を優遇して協力者にすること、また戦争犯罪人を最小限にとどめることによって、日本軍の装備や占領区は共産党側ではなく国民党側にスムーズに引き渡され、戦後の国内政治・軍事上の有利な立場を蔣は得た。加えて、展開されつつあった国共内戦に向けて、旧日本軍が中心となった日本の保守反共勢力という盟友をも得たのである。⁽²⁸⁾

以上に見られるように、戦後、共産党勢力の拡大を阻止し国民党勢力を強大化することは、米・蔣・日というかつての敵同士の間で共通利益となり、この三者による一種の反共連携が成立する。

この反共連携が最初に現実化したのが、以下に検討する山西残留である。

三 山西残留問題における「日支連携」の展開

(一) 閻錫山にとつての日本軍との連携の必要性

山西残留問題とは、日本がポツダム宣言を受諾し降伏したにもかかわらず、山西省を占領していた「北支那派遣軍」第一軍が中心となった「組織的な軍隊と政治的勢力が、〔中略〕山西の地で支配的な軍事的、政治的、経済的の力をつくりあげ」、山西の石炭と鉄鉱を日本人の手に掌握して、日本の戦後の経済復興のための燃料、製鉄その他の原料供給地にしよう⁽²⁹⁾として残留した事件を指す。彼等は、日本軍再建の基地として、米ソ戦争(第三次世界大戦)が勃発すると直ちに山西から植民地を拡大し日本大帝国を再興する、という狙いで山西の閻錫山国民党軍と連携し、共産党軍の山西解放に抵抗して三年半にもわたって戦闘を継

続した。⁽³⁰⁾

山西省の政軍最高責任者・閻錫山は、なぜ日本軍の残留を必要としたのだろうか。

一九三七年、日本軍が華北に侵入した後、山西省は国民政府軍第二戦区の管轄に入り、閻が戦区司令官を務めていた。一九四〇年頃、第一軍内部では、閻を日本軍に協力させ、華北一帯の親日政権の頭にすえて中国の抗日統一戦線を分断し、ともに共産党と戦おうとした「対伯工作」⁽³¹⁾が行われた。一九四〇年二月には、古くから閻と親交があった「支那派遣軍参謀総長板垣征四郎の親書を閻に送り、緊密な連絡を開始し、友好関係の醸成を図った」。さらに、一九四一年七月、「第一軍司令官に就任した岩松義雄中将は、閻との旧交を暖め、両者の意志の疎通を図った」。その結果、「工作が急速に進展し、一九四一年九月十一日、基本協定及び停戦協定が、更に十月二十七日、停戦協定細目が締結された」のである。閻側としても、日本軍との停戦・協力によって、日本軍を対共産党軍作戦に専念させ、自身は山西の政治や経済に取り組んで勢力範囲、地盤の維持を確固とすることを狙った。

この連携によって、第一軍側は、山西の抗日勢力を分断

し、日本による山西支配に間からある程度の協力を得られた。他方、閻側としても、反共・保身という目的が達成できたのである。

日本敗戦後、閻は再び山西に対する独裁的支配を図ろうとした。しかし、戦時中、最前線で抗戦した共産党軍が山西を含む華北で広大な抗日根拠地を築いていたため、日本軍が引揚げると単独では共産党軍に勝つ地方はなく、山西を確保できないことは明らかであった。そこで、閻は第一軍の協力——山西残留を強く求めることになったのである。

こうした日本軍との協力関係があったために、日本降伏後、八月二〇日に閻の先遣部隊が山西省都太原郊外に進駐し、閻本人も第一軍の護衛の下で三〇日に太原に戻り、国民政府軍各戦区司令官の中で最も早く「凱旋」できた將軍となったのである。⁽³²⁾

(二) 日本軍にとつての閻錫山との連携の必要性

終戦当時、中国山西省には第一軍約五万九千人、在留日本民間人約四万七千人がいた。残留の中心勢力には、第一軍司令官澄田暎四郎、参謀長山岡道武、軍参謀岩田清一、山西産業株式会社社長河本大作、山西省政府顧問補佐官城

野宏等⁽³³⁾がいた。

山西残留についての二冊の回想録を残した城野は、東京帝国大学法学部を卒業後、一九三八年十二月に入隊し、第一軍司令部参謀部、第一軍特務機関総務課政治課等に勤務し、敗戦前、山西省政府顧問補佐官をも務めた残留の中心メンバーである。城野は、『日本人の立場』なるパンフレットを印刷して広く配布し、次のように、軍と居留民に残留を強く訴えている。

敗戦後の日本は連合国に占領され、植民地と化している。そのような中で我々のこれから歩む道は米軍による被支配国家に服従するか、中国共産党のバックにいる赤色ソ連の影響を受けるか、さらには真の日本独立かの三つの道があるのみである。今、閻錫山は我々を必要として残留を呼びかけている。彼らに協力して閻錫山がめざしている山西独立王国を建国した暁には、その協力の下で日本の復興も可能である。山西の豊富な資源を日本復興に役立たせるためには閻錫山に対して影響力を与える必要がある、そのためには強力な軍隊が必要である。軍隊以外にもここに深く根を下ろした日本人社会をつくる

ために政治、経済、文化すべてに於いて満足できる残留
 でなければならぬ。⁽³⁴⁾

日本は、国家の近代化を推進するにあたり、近代産業を興すことを国策としたが、工業資源に乏しい現状を戦争を發動して他国の資源を略奪するという帝国主義政策で乗り越えようとしていた。近代化・産業化は敗戦によっても途切れることなく、資源・市場に対する欲求は避けられない課題でありつづけた。山西残留もその一貫した路線のなかに位置づけられることが窺い知れる。この残留は、降伏後に日本軍の実力を温存できただけでなく、閻に協力することを通して豊富な資源・広大な市場を確保でき、また日本復興のためにもなる、という情勢認識・判断の下で進められたのである。従って、連合軍占領下の日本に帰るより、山西に残留した方が祖国、大東亜共栄圏の建設にとって有益な道である、という戦前の対中国侵略時の理念と全く変わらない主張で残留を計画し、軍、民を動員したのである。こうして、単独では強大な共産党軍勢力に対峙することが到底不可能な情勢において日本軍による支援を望んだ閻と、祖国復興および反共という理念を掲げる第一軍首脳と

の利害が一致し、一九四五年八月末、閻が日本軍の残留を正式に提案して、山西残留が実現していくのである。

同じ八月下旬に岡村が今井武夫総参謀副長を芷江に派遣し、蔣側代表・何応欽との会談が行われた。席上、日本軍が蔣側の接収にしか応じないこと、共産党側の一切の接収要求を拒否し「断固たる措置」をとることを確認した。⁽³⁵⁾ 閻と第一軍との間、また蔣と総軍との間に、反共協力関係が築かれることになったのである。こうした意味で、両者は戦後対中国政策において軌を一にするものであったといえるだろう。

四 残留軍の具体的実像

(一) 日本軍の組織的継続態としての山西残留
 では、具体的な山西残留の実態を見ていきたい。

当初、日本軍民の留用は、日本が敗戦国であったという背景から、中国側の事情にもとづく一方的な「留用・徵用」政策という形式を取って始まった。

まず、国防部の陸軍本部により「中国境内日籍員工暫行徵用通則」が制定され、一九四五年十月一日付で施行された。⁽³⁶⁾

第一に、工業、鉱山、交通等の復興のため、継続留用の必要がある分野であること。その期間、人数は、我方の緊急を要するものに限る。純粋の技術者に限り、政治面に影響の無いような者に限る。

第二に、留用者人数については、すでに經濟部、交通部、教育部、衛生署、資源委員会に問い合わせ中である。

第三に、留用期間については、各機関の必要に従って決められる。また、我が方は、賠償の一部として日本側の機械類を要求しようとしており、その機械の取付や使用のためにも留用する必要がある。なお、米側には、日本国内の機械類を配分するのの際し、請求国に使用する技術力があるかどうかを基準の一つにする考えがある。

これを受けて、閻は「第二戦区特務団官兵待遇辦法」を作成し、「第一軍將兵を技術者として徵用し、これをもって『特務団』を編成⁽³⁷⁾」しようとした。

残留が決まって打ち出された原則は、できるだけ多くの日本人軍人・民間人を残留させることを目的としたものであったことが分かる。⁽³⁸⁾

一、日本軍は閻錫山の希望にこたえ、日本軍人をもって部隊を編成し、これを閻の指揮下に入れるようにする。その方法は、日本人の自願ということにして、現地除隊の手続きをとり、日本軍側としての復員手続をすませてしまふ。

二、閻錫山は留用日本軍人に対し、全員將校として待遇し、日本軍現階級より三階級を昇進させる。

三、全員宿舍を給し、営外居住を許す。

四、待遇は招聘者として優遇する。

五、契約期間はとりあえず二ヶ年とし、帰国には閻側で責任を持つ。

六、日本との交通回復とともに、日本からの家族の呼び寄せ、家族への送金等の便宜をはかる。中国婦人との結婚は大いに歓迎する。

この原則に従って、一九四五年九月に、閻・第一軍双方が「志を合・わせ、共に事を謀る」という意味で残留工作の事務所「第二戦区司令長官部合謀社」を開設した。山西省政府秘書長梁綏武が閻側の代表となり、交渉と執行の活動に当たった。その幹部は第一軍からも派遣され、城野宏が

軍事組長になった。城野が宣伝・残留活動を始めたのもこの頃である。⁽³⁹⁾

同時に、国共内戦に備えるため、第一軍は、早い段階から山西軍の教育訓練を行った。その方針には以下のような記述に見られる。

一九四五年二月二〇日(乙集参甲六四五号)

乙集参甲六三八号に依る忻縣及寿陽に於ける第二戦区側に付軍事教育に關しては左記に抛られたし⁽⁴⁰⁾

左記

一 実施要領は概ね太原に於ける集訓団要領に準じ実施するものとす

二 伝習に任ずる將校は教官、下士官は助教、兵は助手とし第二戦区の教育を受くべき各中隊に所屬の人員を配当し努めて全部隊同時に実施す

三 期間は概ね二か月とし重火器、迫撃砲等は別に教育隊を設け教育す

四 教育科目は適宜第二戦区軍の表情に應じ先方の希望を斟酌して兵隊の基本教育に準じ教育担当兵団に於て

準備す

五 幹部教育に就いては先方の希望に應じ併行或は特別に教育す

具体的に、一九四六年二月二日に残留特務団編成に関する第一軍命令「鉄道修理工作隊徵用に関する細部指示」が参謀長山岡道武の名で下された(乙集参甲第一〇七号)。

さらに、二月八日、参謀長より「鉄道修理工作部隊徵用の件」、二月一五日、同参謀長より「特務団戦車隊編成の件通牒」、三月一日「特務団教育部編成援助の件通牒」が相次いで発令され、⁽⁴¹⁾残留軍部隊はこのように編成されていく。同時に、全員が中国名に変えて登録し、日本軍であることを隠蔽した。⁽⁴²⁾

ところが、一九四六年三月下旬、国共対立・摩擦が緊迫するなか、米国がその調停に乗り出し、米国・国民党・共產党という三者構成の調停グループが幾つか編成され、各衝突地に向かった。太原に現れた調停グループ、とりわけ米代表は、日本軍の残留に関して閩に強く抗議し、送還を求めた。これに應じて閩は、編成された特務団の解散を形式上は命令したが、残留の中核部隊は太原から離れて山の

奥に隠匿するにとどまった⁽⁴³⁾。それでも、米国・中国国内世論の追及のため、四月には日本軍民の引揚が急速に進展し、一万人以上の特務団は二六〇〇人にまで減少した⁽⁴⁴⁾。

米国の調停によっていったん国共内戦が沈静化した一九四六年五月以降、残留部隊の任務内容がそうした情勢に応じて変化した。共産党軍との戦闘や防衛を中心としたものから、次なる内戦激化に向けた山西軍への再教育、野戦軍への転換訓練が行われ、加速された⁽⁴⁵⁾。残留将兵は、閩軍の軍事教育・訓練、作戦計画、戦闘にわたるすべての軍事活動に加わるようになったのである。

たとえば、三浦三郎は、憲兵出身のため、閩軍の憲兵司令官以下の高級将校の教育を担当した⁽⁴⁶⁾。山下正男(少尉)は一九四六年七月から翌年五月まで、閩軍「幹訓団、親訓団軍士教育隊、尉官教育隊、野戦軍幹部訓練隊本部、綏靖公署青年軍官教導団、砲兵訓練処などで専ら軍事教官をして⁽⁴⁷⁾いた。

この砲兵隊における残留軍による訓練をみれば、その効果が明白である⁽⁴⁸⁾。一九四六年末から、砲兵大隊長松原太一をはじめ、その部下である将校、下士官、兵士等計約三〇人が閩の砲兵訓練団教官を担当した。一九四七年末、砲兵

訓練団は砲兵隊に改編され、日本人関係者はその連隊長や連長を担当し、閩砲兵隊の各級幹部を訓練した。その結果は次の通りである。

- 一 日本軍が残した武器・資材を使用できるようになり、併せて修理や維持管理も可能になった。
- 二 射撃面で統一指揮が可能になった。
- 三 統一測地を太原周辺で一回実施できた。
- 四 獣医面では、馬、驢馬の衛生管理及び其の防疫活動が可能になった。
- 五 閩軍に軍鳩と軍犬隊が成立した。

このように多様な軍事活動を展開しながら、第一軍の残留部隊は、鉄道修理工作部隊(「鉄路公路修復工程隊」、特務団、保安大隊等、次々と改編された後、一九四七年七月に残留軍全部隊が統合され、「暫編独立第十総隊」として、閩の第二戦区軍に正式に編入された。最高指揮官は今村方策大佐である。

以上のことから、山西残留がきわめて政治的な狙いをもった第一軍側の組織的残留であったことが分かる。残留の理念からだけでなく、山西軍との協力体制や残留部隊のあり方からもその実態が明らかとなった。上に引用した当

事者の証言及び残留当時の軍の内部関連文書を見ると、残留部隊の編成、組織、指揮系統や軍規、軍の精神教育等は敗戦前の日本軍のものと全く変わわず、旧日本軍のあり方をそのまま継承していたことが明らかである。⁽⁴⁹⁾

山西残留軍が「反共」「日本の復興」といった目標の下でこのように閩・国民党勢力に協力していたため、次項で述べるように、日本国内において軍、政治家、右翼、財界等の保守勢力の共鳴を呼んで幅広い支援を集めることになる。

(二) 日本保守勢力による残留支援活動

閩軍と協力しても、共産党軍には勝てないことが次第に明らかになっていくと、残留軍指導部により「日本から義勇兵を呼び寄せる計画」が作り上げられるようになる。⁽⁵⁰⁾ そうした日本国内への募兵活動は、初期には日本軍側のみの計画であった。⁽⁵¹⁾ 在華日本人経営の企業は援助金を拠出し、一九四六年七月に保安第三大隊副隊長五城邦一(上尉)を帰国させて、先に帰国していた元山西省顧問甲斐政治および三上卓への連絡を手配した。また、一九四七年には軍技研究部総務課長小川光永(中尉)を募兵工作のため帰国さ

せて「閩錫山援助運動」を展開し、甲斐政治や佐々弘雄に連絡するよう手配し、⁽⁵²⁾ また彼等を通じて小川は総理大臣であった片山哲とも会見し閩援助を要請したが、理解を得られたものの、実際の援助は得られなかった。一九四七年六月―九月にかけて、残留軍の第三団長・永富博道が募兵準備のため上海、北京に派遣され、募兵のための連絡事務所を開設した。さらに、一九四八年には矢田茂も帰国させたが、音信不通となった。以上のように、戦況の悪化につれて、義勇軍募兵の活動は次第に強化されたのである。

こうした閉塞状況の中で、城野宏は次のような内容の「一般情勢判断」という文書をまとめ、一九四八年四月、閩に提出した。⁽⁵⁴⁾ それは、米国側、蔣側、日本国内への反共提言だと言える。

中共がこのままでは全中国を征服してしまうが、それは世界体制を変化させるに足りる危機である。この際全世界の反共勢力は手を結び、統一指揮機構を設け、中共の発展を阻止しなければならぬ。第一に米軍と蔣政権が共同して日本義勇軍三十万を華北に入れ共同作戦をすること、第二に国際政治局を設置して、こうした統一指揮

を実現させること。

危機意識は中国側にも共有され、閻は一九四七年暮れから財産を上海、台湾に移動しはじめた。徐士珙（閻の娘婿）は、上海弁事処の設立を命ぜられ、さらに上海を中継地・拠点にして蒋や在中日本軍・日本国内との連携を図っていくための活動を展開した。この時期には、岡村を帰国させることで募兵活動に弾みを付けさせるため、徐が閻の意を受けて岡村の戦犯釈放運動に尽力し、岡村側と深い関係を持つようになった。一九四八年二月に徐は東京に現れ、「中国に関係を持っていた二元軍人、外交官、右翼浪人や元特務機関員、利権商社関係者」にアプローチした⁽⁵⁵⁾。また一九四八年春には、澄田暎四郎と三浦三郎を無罪として後者を帰国させ、戦犯世話部の山岡道武をも帰国させ、義勇兵募兵に当てた。

これら一連の動きに見られるように、それまで日本が自国の利益のためだけに採っていた残留政策が、一九四八年時点では蒋政府、G H Qからの支持・協力を取り付ける方向に変化していったことが指摘できる。第一節で述べたように、蒋は、南京で岡村との協力関係を結んだが、華北地

域の統治権争いを二十数年にわたって続けてきた閻と第一軍との結託には必ずしも賛成ではなかった。米国としても、戦後初期には、中国での日本の存在、影響力を迅速に払拭する戦略を取っていたため、日本軍民の残留に強く反対していた。しかし、国共内戦における共産党側の勝利が見え始めると、その東アジア政策が次第に修正されていき、日蒋関係を黙認、支持する方向への転換が生じ始めたのである。

事実、一九四八年十月、国民政府国防部長の徐永昌が太原を訪れ、残留軍総隊長の今村方策と会見し、作戦情況についての情報交換と五百名の日本人将校を中国に募集する計画が話し合われた⁽⁵⁶⁾。同時に、蒋が側近を「日本に派遣して義勇兵召募の工作にあたらせ」たことからわかるように、日・蒋・閻による反共連携体制が模索された。

その最も象徴的な出来事は、先に言及した岡村の釈放である⁽⁵⁸⁾。同じ時期、山西では澄田暎四郎の帰国が決まった。一九四九年二月の帰国前、残留軍に「わしが帰国したら、二―三万の義勇兵をつれて来るから、今村君を助けてがんばってくれ」と言い残したという⁽⁵⁹⁾。また、澄田本人が「昭和二十四年帰国の年の夏頃から、数年の間、旧日本軍人の

台湾密航に關係した」と語っているように、大陸における蒋介石の敗退後は、台湾への日本軍人の派遣に力を注いだ。さらに、「当時、蒋介石始め国民政府が〔中略〕日本旧軍人によって、国民政府軍を再訓練するのが、一層効果的であると信じ、密かに人を派遣して旧知の岡村寧次元大將に、その斡旋方を依頼してきた」と回想しているように、蔣側からの働きかけも行われていた。帰国後の澄田が「偶々當時国立第一病院に入院加療中だった岡村元大將を見舞った時、両者の意見忽ち一致を見、協力して国民政府軍教育のため、なるべく優秀な旧日本陸海軍將校を物色、これを台湾に送り込むこととした」⁽⁶⁰⁾。このため、澄田は「米軍憲兵に連行され」たものの、「結局国民政府軍の精強化は、多人数の軍事顧問団を送っている米国の最高方針に合致するとも決して背反していないためか、在日米軍首脳も一度実情を調査しただけ、後は見て見ぬふりをして、私共の地下工作には、遂に何らの制肘を加えるに至らなかった」⁽⁶¹⁾。

他方、蔣は、一九四九年四月に曹士徵⁽⁶²⁾を東京の中華民國駐日代表団に軍事武官として派遣した。曹は岡村をはじめ「日本各界と連絡を取り、日本軍の隠匿武器を探索し、中国に有利な端緒と機会を発見する」ために奔走した⁽⁶³⁾。曹は、

帰国後に入院中であつた岡村と数回打ち合わせをした結果、蔣の作戦を援助するために「白団」を組織し台湾に派遣することを決めた。岡村もGHQから取調べを受けたが、旧日本軍人派遣の責任に関しては澄田と全く同様に不問に付された⁽⁶⁴⁾。

中国大陸で蔣の敗退が決定的なものになると、日本から台湾への義勇兵派遣や軍需物資の密輸も大々的に行われたが、占領下での違法行為のため、容疑者が検挙されたり裁判にかけられたりする事態も生じた⁽⁶⁵⁾。しかし、岡村、澄田のようなトップの責任は不問にされたため、その後も蔣・閻支援は継続されたのである⁽⁶⁶⁾。

このような事実は、残留軍および日本国内の反共勢力による閻支援と、蔣支援とが一体のものであること、さらに、米側、日本政府側がこれらを黙認・支持していたということとを物語っている。米の反共政策・冷戦政策が、旧日本軍が中心となって閻・蔣を援助するというポツダム宣言に反する軍事活動を容認する結果をもたらした。他方、吉田政府の黙認、支持が無ければ、被占領下での旧日本軍が中心となった頻繁な密輸、密航活動が可能であつたとは考えられない。こうした閻・蔣―日本の軍人を中心にした反共保

守勢力―GHQ―日本政府という諸勢力の協力の下で、援蒋反共活動が展開されたと考えられよう。この構図こそ戦後初期日本の対中国政策、中日関係形成の主因となり、また、それが長期にわたる中華人民共和国に対しての封じ込め政策の原点となったのである。

(三) 山西残留の終焉

共産党側による中国統一のための解放戦争は、次第に共産党側に有利に展開された。残留軍と共産党軍との最終決戦は、一九四八年六月―七月に晋中地区の榆次県南方戦場において行なわれ、続く十月から十一月にかけての太原東山戦役で残留軍は壊滅的な損害を蒙った。一九四九年四月の太原陥落の後、約五百五十人が死亡、七百人以上が共産党軍の捕虜となった。⁽⁶⁷⁾

こうして、中国での残留軍による軍事活動に終止符が打たれた。三年半にもわたって山西残留の掲げた「大日本帝國の復興」という目標は、結局、山西の解放と残留部隊の壊滅によって、達成できないまま終焉を迎えたのである。

五 結論

後日「日台関係」と称された日蒋連携は、この山西残留の事例からわかるように、中国戦線での降伏・接收過程の開始の時点から形成されはじめたのである。山西残留に見られる日本軍と閻錫山との協力関係は、双方の主體的な戦後戦略によって日本の敗戦と同時に形成されたものであり、米ソ関係や英米関係のような国際関係の枠組みに規定されながらもかなりの程度自立した政治過程であったといえる。山西残留は決して偶発的な事例ではなく、むしろ山西という地の特殊条件が、戦後日本と国民党との協力関係を典型的な形で現実化させたと見てよいだろう。

(本稿は、富士ゼロックス小林節太郎記念基金研究助成による成果の一部である)

(1) 本稿では、一九四九年十月に大陸に中華人民共和国政府が成立した後、台湾に撤退した中華民国国民政府を〈蒋介石・国民政府〉とする。それ以前の時期については、端的に国民政府あるいは蒋介石と記す。

(2) 鹿錫俊「東北解放軍医療隊で活躍した日本人―ある軍

医院の軌跡から」『北東アジア研究』二〇〇四年一月。松

本俊郎『満洲国から新中国へ―鞍山鉄鋼業からみた中国東
北の再編過程一九四〇―一九五二年―』名古屋大学出版会、
二〇〇〇年。NHK「留用された日本人」取材班『留用』
された日本人―私たちは中国建国を支えた』日本放送出版
協会、二〇〇三年。

(3) 一九四九年十月に大陸に中華人民共和国政府の成立後、
大陸と台湾との両方を合わせて「中国」とし、中国全体と
日本との関係を「中日関係」とする。

(4) 山西残留の問題はたいてい当事者の体験談、当事者団
体の回想録、資料集の形でのみ語られてきた。しかし、九
十年代に入ってアジア諸国の被害者から日本の戦争責任・
戦後処理の問題の清算が求められるなか、山西残留当事者
の全国団体は、政府に責任糾明を要求し、山西残留の記録
を残そうとする活発な活動を展開している。なかでも、当
事者であった奥村和一は現在も詳細な資料の発掘・編集を
続けており、本稿もその成果に負うところが大きい。

(5) 姫田光義「敗戦後の日本軍による蒋介石支援をめぐっ
て」中央大学人文科学研究所『日中戦争―日本・中国・ア
メリカ』中央大学出版部、一九九三年、一四八―一五五頁。
(6) 藤原彰「命令された最後の戦い―第一軍の山西残留に
ついて」『季刊中帰連』第十八号、二〇〇一年九月、三一

一六頁。

(7) 菅英輝『米ソ冷戦とアメリカのアジア政策』ミネル
ヴァ書房、一九九二年、五〇―五四頁。

(8) ハリー・S・トルーマン、堀江芳孝訳『トルーマン回
顧録2』恒文社、一九六六年、五七頁。

(9) 日本国際問題研究所中国部会編『新中国資料集成』
(第一巻) 日本国際問題研究所、一九六三年、一二三頁。

(10) 戸部良一「日本対中和平工作」(細谷千博ほか編)『太
平洋戦争の終結』柏書房、一九九七年、四五頁。

(11) 同上、四六一―四七頁。

(12) 内閣制度百年史編纂委員会『内閣制度百年史』下、大
蔵省印刷局、一九八五年、二七五頁。

(13) 一九四二年末、汪精衛政権の政治力強化を目指し、そ
の自主性を尊重して内政に干渉せず、さらに治外法権撤
廃・租界返還等によって、日中友好を実現するべく考案さ
れた政策。これによって、蔣の抗日の根拠を失わせると同
時に、日本と英米との妥協も可能となるという構想である。

(14) 佐藤晋「戦後日本外交の選択とアジア秩序構想」『法
学政治学論究』第四十一号、一九九六年、一六八頁。

(15) 「平和直後の対支処理要綱」の「根本方針」は、「支那
は東亜に残存する唯一の大国として今後列強の圧迫下に、
至難なる興国の大業に進まざるべからざる情勢に鑑み、此

際帝国は愈々宿志に徹し、日支間の行懸りを一掃し極力支那を支援強化し、以って将来における帝国の飛躍と東亜の復興に資す」とされた。こうした目標を達成するため、「四 対支支援の強化に関しては、〔中略〕先ず重慶中央政權の統一を容易ならしめ、中国の復興建設に協力するものとす 渝延〔渝〕は重慶、〔延〕は延安を意味する——筆者注〕の関係は固より支那側自身にて処理すべきものなるも、延安側にして抗日毎日の態度を持する場合においては断固これを膺懲す」、また「五 支那に交付すべき武器弾薬、軍需品等は〔中略〕支那側に交付して以って中央政權の武力の充実に寄与す」。さらに「七、在支居留民は支那側の諒解支援の下にとめて支那大陸において活動するを原則とし、特に民間工場、事業場及び個人商工業等は支那側との無用の競合を修正し、その技術を發揮して支那経済に貢献せしむ 但し日支友好を阻害する不良邦人はこれを一掃するものとす〔中略〕八、交通、通信、重要事業場工場及公共事業等に於ける日支合弁国策会社の日系社員を一斉に撤去する時は一時其の機能停止し社会的経済的に至大の影響を及ぼすべきをもって日支間に新たに約定して漸進的に日系社員を撤去すべき 九、新たに日本の技術専門家が就中に於ける禁止工業部門及鉱業農業の技術を支那に広範囲に進出せしめ支那の発展に資す 十、在支諸企業、

経済技術部門等の残留定着又は新たな進出等に方りては特に旧来の権益思想を一擲し誠意を以て支那の復興建設に協力す日支の提携を促進するを主眼とす」という対蔣全面支援策を打ち出した。詳細については、拙稿『戦争責任問題の出発点―戦後中日関係の原点から』、『季刊 中帰連』第三〇号、二〇〇四年、五〇―五九頁を参照。

(16) 白井勝美・稲葉正夫『現代史資料 三八』太平洋戦争四 みず書房、一九七三年、三八四、四三六頁。さらに、一部の日本軍はその後の国共内戦に直接加わり、積極的に蔣を援助していた。内戦後、中国共産党政府側によって処罰された日本人戦犯は一一〇九人いたが、そのうち一二八人が国民政府軍に協力・参戦し捕虜になった兵士であった(新井利男「供述書はこうして書かれた」、『世界』一九九八年五月号)。

(17) 山田朗『昭和天皇の軍事思想と戦略』校倉書房、二〇〇二年、三四六―三四七頁。

(18) 江藤淳編『占領史録二 停戦と外交権停止』講談社、一九八九年、一四四頁。

(19) 松本繁『支那派遣軍総司令官岡村寧次大将』河出書房新社、一九八四年、一頁。

(20) 同上、三三六頁。

(21) 大久保傳蔵『忘れてならぬ歴史の一頁―徳を以って怨

に酬ゆる―』時事通信社、一九六九年。

- (22) 稲葉正夫編『岡村寧次大将資料』原書房、一九七〇年、一〇三―一〇四頁。

- (23) 佐々木毅ほか編『戦後史大事典』三省堂、一九九一年、七六九頁。

- (24) 稲葉正夫編、前掲書、五頁、一一〇頁。

- (25) 台北・国史館所蔵外交部档案「戦犯岡村寧次、松井太久郎赴日作証案」一七二―一。また、岡村の回顧にも、蔣側は「業務未だ終了せず、本人の健康も顧慮するとの理由で」東京国際軍事法廷の喚問を「謝絶」し彼を庇護したと記している(稲葉正夫編、前掲書、一一三頁)。

- (26) 松木繁、前掲書、三四三―三四四頁。

- (27) 稲葉正夫編、前掲書、一二八頁。

- (28) 連合国の対日政策の全般に対し主導権を握った米国の黙認あるいは一定の支持がなければ、岡村をはじめとした日本軍への宥和政策が貫徹できなかった点も無視できないが、これについては別の機会に論じたい。

- (29) 城野宏『山西独立戦記』雪華社、一九六七年、八一―九二頁。

- (30) 山西省は、北京の西南方、黄河の中流に位置する内陸の省であり、盆地地形のため軍事的防衛面でも拠点に適している。肥沃な黄土に恵まれ、長い歴史を有した地域であ

る。鉱物資源は質量ともに豊富で、特に石炭や鉄鉱石の大量産地として有名であり、石炭は、埋蔵量、産出量とも中国有数で、華北の工業基地でもある。辛亥革命後、三十数年間もの間、日本陸軍士官学校留学経験をもつ閻錫山が、山西モンロー主義を掲げ、蔣中央政府と不即不離の関係を保ち、政治や経済等において自立していた。

- (31) 防衛庁防衛研究所戦史室『戦史叢書北支の治安戦』(一)朝雲新聞社、一九六八年、五八四頁。以下、本工作に関する引用も同五八五頁から。

- (32) 政協山西省委員会文史資料研究委員会『山西文史資料 日本戦犯在山西』一九九五年第三期、五七頁。

- (33) 「河本大作供述書」(中央档案馆・中国第二歴史档案馆・吉林省社会科学院『日本帝国主义侵華档案資料選編 河本大作与日軍山西殘留』中華書局、一九九五年)二五三頁。

- (34) 永富博道『白狼の爪跡―山西殘留秘史』新風書房、一九九五年、三〇二頁。なお、永富は、北支第三七師団三七歩兵団司令部情報室、第五獨立警備隊第二七大隊本部情報室等に勤務。敗戦後、殘留活動に積極的に加わり、合謀社、暫編第十總隊部附、太原靖綏公署教導總隊團長等を務め、後に共產党軍の捕虜となった。

- (35) 防衛庁防衛研究所戦史室『戦史叢書 昭和二十年の支

- 那派遣軍』△△朝雲新聞社、一九七三年、五六〇―五六五頁。
- (36) 台北・国史館所蔵外交部檔案一七二―一(主辦單位並東太平洋司、檔号〇七五二)『留用日僑一般法令及參考文件』。
- (37) 藤原、前掲論文、七頁。
- (38) 城野、五九頁。また、奥村和一「日本軍山西残留経緯(一)」(「江古田からの便り」私家版、二〇〇三年六月号、十六頁)。
- (39) 「小羽根建治等十一人証詞」中央檔案館・中国第二歴史檔案館・吉林省社会科学院、前掲書、二四九―二五一頁。
- (40) 防衛庁防衛研究所図書館所蔵「第一軍発信電報綴り」。また、奥村、前掲論文、二八頁。
- (41) 城野、前掲書、八七頁。また、藤原彰、前掲論文、八頁。
- (42) 山下正男「真実は一つ、革命はあった」『季刊中国』第六四号、二〇〇一年、五六ページ。
- (43) 城野、前掲書、一〇〇―一〇四頁。奥村「残留工作展開に於ける重要事項」前掲書、二〇〇五年二月号、二頁。
- (44) 藤原、前掲論文、一三頁。
- (45) 奥村、前掲論文、二頁。
- (46) 城野、前掲書、一〇五頁。
- (47) 山下、前掲論文、五八頁。
- (48) 「趙承綬証詞」中央檔案館・中国第二歴史檔案館・吉林省社会科学院前掲書、四三七―四三九頁。
- (49) 暫編独立第十総隊「総隊部服務規定」山西省檔案館所蔵B二四―四―四四。
- (50) 永富、前掲書、八六頁。城野、前掲書、一二九頁、一六四―一六八頁。政協山西省委員会文史資料研究委員会、前掲書、七八―八二頁。
- (51) 前掲「小羽根建治等十一人証詞」二四九―二五一頁。本段落の募兵に関する記述も同様。
- (52) 三上卓は戦前からの右翼の大立者。一九四九年八月国民党から五億円相当の禁輸物資の密輸で逮捕され、横浜で軍事裁判にかけられた(「毎日新聞」一九四九年一〇月三〇日)。また『海列号事件』の背後を洗う『真相』一九四九年三七号、七一―一〇頁)。甲斐政治は帰国後衆議院議員になり、佐々弘雄は朝日新聞の論説主幹を勤めていた戦前から対中和平工作に積極的に関わっていた。
- (53) 城野の下で積極的に残留運動を展開し、残留特務団の政治部主任等をつとめた。
- (54) 城野、前掲書、一六六頁。
- (55) 前掲『真相』三七号、八頁。
- (56) 前掲「小羽根建治等十一人証詞」二五一頁。

(57) 永富、前掲書、一一〇頁。

(58) 詳細は、拙稿、前掲論文を参照。

(59) 相楽圭一「独立混成第三旅団の山西残留について」元北支派遣第一軍隷下独立混成第三旅団残留特務団実録編集委員会編『終戦後の山西残留元第一軍特務団実録』残留特務団実録編集委員会、一九八九年、五七頁。

(60) 澄田陳四郎『私のあしあと』私家版、一九八〇年、二二六―二二七頁。

(61) 同上、二二八頁。

(62) 接収時に日本軍側との交渉にあたり、岡村の戦犯裁判で無罪を主張した人物。後の「白団」設立の立役者である。

(63) 「白団」の記録を保存する会「白団物語」「偕行」一九九二年十月号、二二頁。

(64) 同上。

(65) 『海上保安庁三〇年史』(海上保安庁総務部政務課、一九七九年、二二頁)は、昭和二五年八月六日「台湾募兵に应ずるため密航中の一六人を検挙」との項目をあげ、N元陸軍中将なる人物(根本博、駐蒙司令官兼北支那方面軍司令官―筆者注)らが台湾募兵に应ずるため、台湾に密航していたところを拿捕し逮捕したと記している。しかし、その後、根本は米軍によって台湾に護送され、湯恩伯將軍の下で戦闘を指揮した(大橋策郎「根本將軍戦後の足跡」

『偕行』一九九四年二月号、一三三頁)。

(66) 闇は山西敗走後、国民政府の行政院長、国防部長を務めた。

(67) 藤原、前掲論文、三頁。

二〇〇五年三月九日受稿
二〇〇五年四月五日レフェリーの審査
をへて掲載決定

(一橋大学大学院博士課程)